

まちの緑化と街路樹の維持管理の取組について

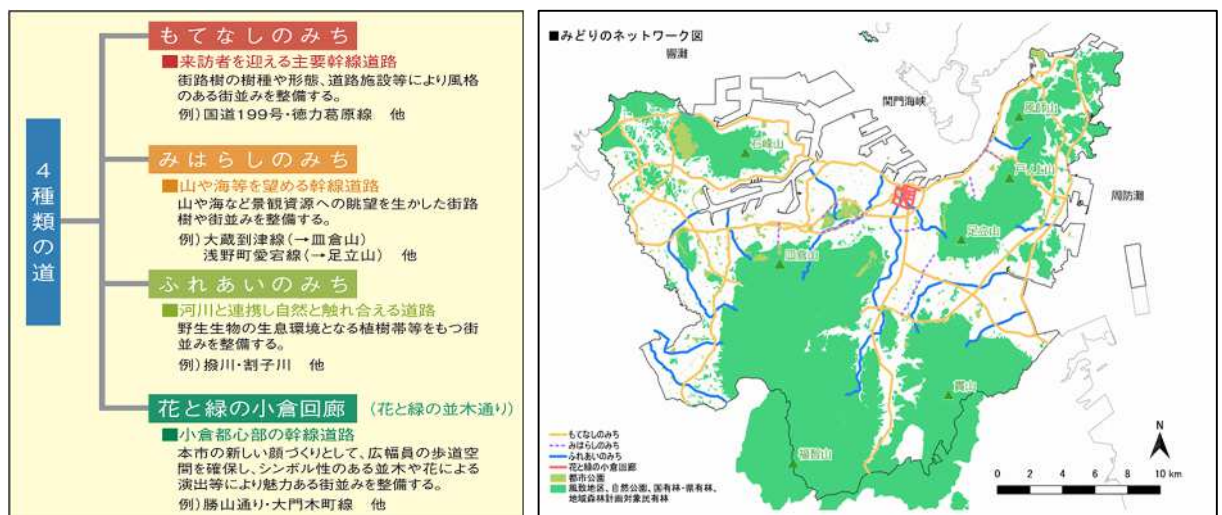
1. まちの緑化について

(1) 方針

みどりのまちづくりを進めるうえで、緑に関するマスタープランである「北九州市緑の基本計画」に基づき、花とみどりのまちづくりやみどりの連続性の確保などを行い、まちの緑化を行っている。

(2) 取組状況

みどりによる系統的な沿道のまちなみ形成のため、主要幹線道路を中心に「もてなしのみち」「みはらしのみち」「ふれあいのみち」「花と緑の小倉回廊」の4種類の道を緑化路線と定め、みどりのまちづくりの形成を進めている。



これまでに、街路樹を植栽している道路の延長は、令和6年度時点で約256kmで、植栽されている街路樹は、高木が約 5 万 5,000 本、中低木を約255万本植栽し、みどりのまちなみ形成を進めてきた。

2. 街路樹の維持管理について

街路樹は、自然にふれあう機会の少なくなった市民の皆様に、季節の移り変わりを知らせてくれ、また、夏の暑い陽ざしや車から出された排気ガス・騒音をやわらげる役割を担っている。

こうした役割を担う街路樹を適切に維持するため、以下のような取り組みを行っている。

①街路樹の剪定

街路樹は成長に伴い、隣接地への越境や信号機・標識の視認性の妨げとなるなど、交通安全に影響を与える可能性があるため、定期的または必要に応じて局所的・臨時的な剪定を実施している。

剪定にあたっては、車道や歩道の幅員、周囲の建物状況等を踏まえ、各路線に適した樹高や枝張りに配慮し、街並みに調和するようにしている。

定期剪定：路線ごとに概ね1～3年に1回の頻度で実施
剪定本数：約8,600本／年

②危険木の早期発見と対応

主要な幹線道路において、幹周が大きい街路樹を対象に、専門家による点検を実施しており、点検により異常が確認された樹木は、必要に応じて撤去等の対応を行っている。

また、市内すべての街路樹を対象に、台帳・マップの更新を進めており、その際に、簡易点検(目視)を行い危険木の早期発見に努めている。

専門家による点検：点検本数:約7,500本
点検周期：5年
対象の街路樹：・主要幹線道路の幹周60cm以上の高木
・腐朽菌がつきやすい樹種
(ケヤキ、サクラ、プラタナス、ユリノキ等)

③市民との連携による情報収集

市政だよりや市のホームページ等を通じて、「道路や公園などの気になる樹木を見かけたらご連絡を」と呼びかけ、市民からの情報提供を促している。また、KitaQ 市民レポートによる情報提供も呼びかけている。



④根上がり対策

樹木の根が地表面に伸びにくくするため、新たに街路樹を植栽する場合や、更新する場合には、根系誘導耐圧基盤材を導入し根の伸長方向を誘導し、歩行者通行に支障が出ないようにしている。

⑤街路樹リフレッシュ事業

平成6年から「街路樹リフレッシュ事業」を行っており、これまでに約4,800本の更新を行っている。その中で、沿道の状況や維持管理を考慮し、葉が大きいものから、清掃がしやすい葉の小さい樹種に植替えるなどの工夫も行っている。

対象樹種：アオギリ、サワグルミ、ヤナギ、ポプラ、プラタナス

3 今後について

良好なみどりのまちなみを維持するため、緑化路線を中心に、引き続き植栽を行う際には、植栽場所の歩道幅員などを考慮し、ゆとりある植栽が行えるように努める。

さらに、生活に身近な道路については、車両からの見通しなど交通安全の確保に留意し、路線ごとにメリハリのある、みどりのまちづくりに努める。

また、街路樹の維持管理についても、安全の確保を最優先に、定期的な剪定や点検、台帳整備、市民との連携を通じて、適切な維持管理に努めていく。

今後も、北九州市緑の基本計画に基づき、持続可能なみどりのまちづくりを進めていく。